（記録）

第三条　法第四十三条の三の二十一の規定による記録は、発電用原子炉ごとに、次の表の上欄に掲げる事項について、それぞれ同表中欄に掲げるところに従って記録し、それぞれ同表下欄に掲げる期間これを保存しておかなければならない。ただし、原子力規制委員会がやむを得ないと認めるときは、当該記録に代えて、原子力規制委員会が適当と認める措置によることができる。

記録事項	記録すべき場合	保存期間
一　発電用原子炉施設の施設管理（第十二条に規定する施設管理をいう。以下この表において同じ。）に係る記録		
［削る。］	［削る。］	［削る。］
［削る。］	［削る。］	［削る。］
［削る。］	［削る。］	［削る。］
イ　第十二条第三号の規定による施設管理の実施状況及びその担当者の氏名	施設管理の実施の都度	施設管理を実施した発電用原子炉施設の解体又は廃棄をした後五年が経過するまでの期間
ロ　第十二条第四号の規定による施設管理方針、施設管理目標及び施設管理実施計画の評価の結果及びその評価の担当者の氏名	［略］	評価を実施した発電用原子炉施設の施設管理方針、施設管理目標又は施設管理実施計画の改定までの期間

（記録）

第三条　法第四十三条の三の二十一の規定による記録は、発電用原子炉ごとに、次表の上欄に掲げる事項について、それぞれ同表中欄に掲げるところに従って記録し、それぞれ同表下欄に掲げる期間これを保存しておかなければならない。ただし、原子力規制委員会がやむを得ないと認めるときは、当該記録に代えて、原子力規制委員会が適当と認める措置によることができる。

記録事項	記録すべき場合	保存期間
一　発電用原子炉施設の保守管理記録		
イ　法第四十三条の三の十一第一項の規定による検査の結果	検査の都度	同一事項に関する次の検査の時までの期間
ロ　法第四十三条の三の十五の規定による検査の結果	検査の都度	同一事項に関する次の検査の時までの期間
ハ　第十一条の規定による巡視又は点検の状況（法第四十三条の三の三十四第二項の認可を受けた場合の廃止措置計画に係る廃止措置の対象となる発電用原子炉施設（以下「廃止措置対象施設」という。）においては、巡視の状況に限る。）並びにその担当者の氏名	やむを得ない場合を除き、毎日一回。ただし、法第四十三条の三の三十四第二項の認可を受け、全ての核燃料物質を廃止措置対象施設から搬出した場合における当該廃止措置対象施設に係る巡視にあっては毎週一回とする。	巡視又は点検を実施した施設又は設備を廃棄した後五年が経過するまでの期間
ニ　第十二条第四号の規定による保守管理の実施状況及びその担当者の氏名	保守管理の実施の都度	保守管理を実施した発電用原子炉施設を解体又は廃棄した後五年が経過するまでの期間
ホ　第十二条第五号の規定による保守管理に関する方針、保守管理の目標及び保守管理の実施に関する計画の評価の結果及びその評価の担当者の氏名	［同上］	評価を実施した発電用原子炉施設の保守管理に関する方針、保守管理の目標又は保守管理の実施に関する計画の改定までの期間